

総社市立総社西小学校 いじめ防止基本方針

教育計画

令和7年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ認知件数は、年間に20件程度であり、全学年で発生している。内容のほとんどが冷やかしやからかい、悪口が原因となっている。相手が嫌な気持ちになる手紙や落書き等の直接的でないものも見られた。現在、毎週教職員全員で情報交換を行っており、児童間のトラブルやそれについての職員の対応等について共通理解をすることができている。しかし、未然防止の取組をより強く推進するために、互いに学級経営や授業、生徒指導等について話し合える場を計画的に設定したり、普段から気軽に話し合える職場の雰囲気づくりをしたりする必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処について、SCやSSW等の専門家を積極的に活用する等して、教職員研修を充実させることが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会、いじめ防止検討委員会には、生徒指導主事以外の教職員等も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。

◇いじめ対策委員会 校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護・SC・SSW・ふれあい教室

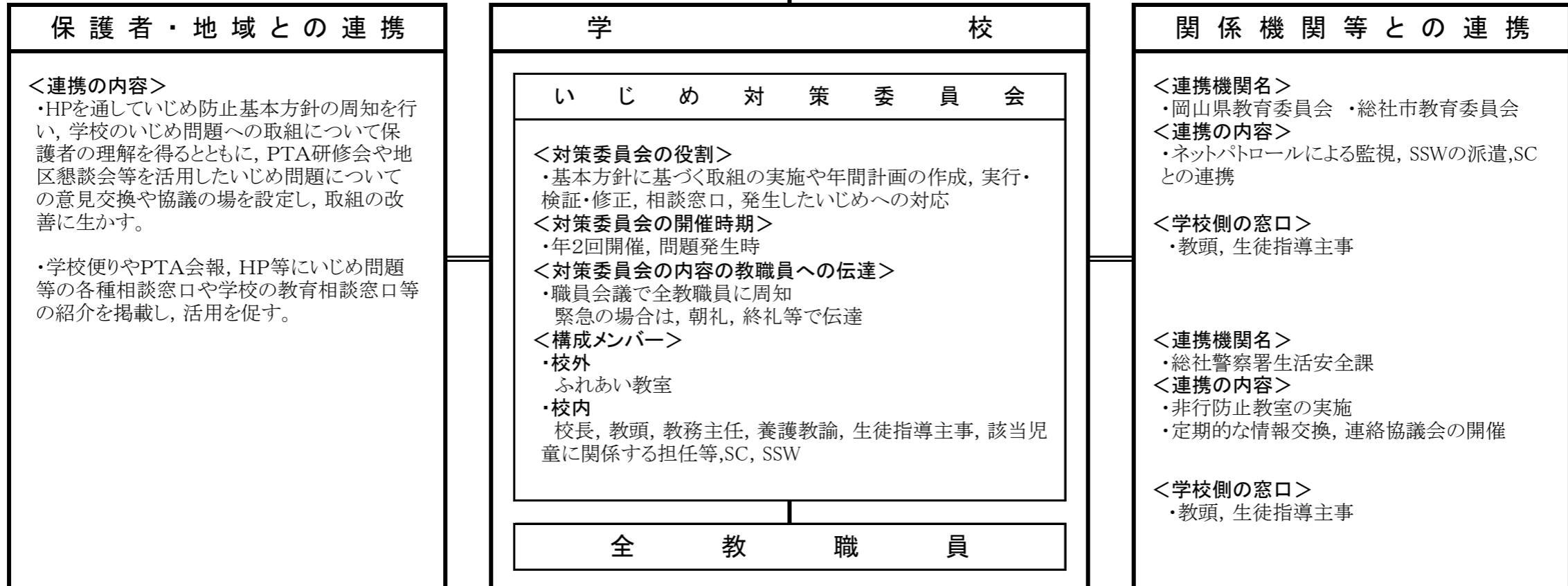
◇いじめ防止検討委員会(毎月末) 校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護・各担任

・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談窓口との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

<重点となる取組>

・いじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上のための教職員研修を実施する。

・「人権週間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の育成をめざす。



学校が実施する取組	
① 未然防止	(教職員研修) ・いじめ問題実践事例集等を活用した研修を実施する。生徒指導に関する研修に積極的に参加する。 ・各種心理検査等を活用したいじめの認知能力や対応能力の向上に努め、いじめを生まない集団づくりを進める学級経営力の向上を図る。 ・発達障害を含む障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害の児童等について、日常的に適切な支援を行うとともに、積極的に研修を実施する。 (児童会活動) ・人権週間において児童会による主体的・自治的な活動の中で、いじめの防止についての取組を進める。 (だれもが行きたくなる学校づくり) ・SEL、ピア・サポート、協同学習、品格教育を積極的に行い、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を学年の実態に応じて実施する。 (グッドビヘイビアカードの活用) ・子どもの良いところを称揚することで、児童の主体性、自主性、自己肯定感を育み、活気と潤いのある総社西小学校をつくる。
② 早期発見	(実態把握) ・児童の生活実態把握のためアンケートを毎月実施し、必要に応じて教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 ・教育相談を活用し、いつでも相談することができる体制を作る。 (相談体制の確立) ・教育相談担当や各学級の担任を中心に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があつた場合、定例の情報交換の時間や記録用紙を利用して、教職員間で早急に情報共有できる体制を作る。緊急な場合には、臨時の生徒指導委員会を開き、関係者で情報を共有し共通理解を図り、指導の方向性を確認する。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントなどを学級通信や生徒指導により等で知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになつたりしたときには、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に与える影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに当該児童の周辺の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

総社市立総社西小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議, 対策委員会 等	学校が実施する取組		
		① 未然防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・いじめ防止基本方針・年間計画の確認 ○PTA総会・学級懇談等 ・いじめの対処	○学級づくりの取組 ・だれもが行きたいなる学校づくりプログラムの実施(まなぶ子部会・なかよくする子部会・げんきな子部会) ○品格教育 「あいさつ」 ・気持ちのよいあいさつをする。	○毎月末にいじめ防止検討委員会 ○保護者個人懇談 ○いじめの実態把握アンケート(毎月)	○発生事案への対処(随時)
5月	○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換 ・評価項目に、いじめへの対処等	○品格教育 「責任」 ・規則やルールを守る。	○集団アセスメントの実施	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生徒指導担当)
6月	○人権週間	○品格教育 「思いやり」 ・人に親切にする。 ・相手のことを考えて行動する。	○担任による教育相談	
7月		○品格教育 「正直」 ・うそをつかず、正直に生きる。 ・あやまちを素直に認め、謝る。	○保護者個人懇談	
8月	○職員研修 ・情報モラル指導について ・生徒指導について ○いじめ対策委員会	○学級づくりの評価 ○だれ行き学校づくり三部会の実施 ○品格教育 「節度」 ・進んで仕事や奉仕活動に取り組む。		○対応手順の共通理解 (対策委員会)
9月		○品格教育 「やりぬく心」 ・決めたことは最後までやり遂げる。		○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生徒指導担当)
10月	○学校評議員会 ・1年間の取組の中間評価	○品格教育 「ふるさと愛」 ・地域の人と笑顔でふれあう。		
11月	○人権週間	○品格教育 「勇気」 ・いじめには「よくない」とはつきり言う。		
12月		○非行防止教室 ○学級づくりの評価 ○人権週間 ○だれ行き学校づくり三部会の実施 ○品格教育 「生命尊重」 ・自分も周りの人も大切にする。		
1月	○学校評議員会 ・一年間の取組の評価 ・いじめへの対処等の取組や実施状況の評価、改善	○品格教育 「礼儀」 ・時と場合に応じた態度と言葉づかいを心がける。		○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生徒指導担当)
2月	○新1年生保護者説明会 ・就学前段階でのいじめ対応の説明とお願い ○人権週間	○品格教育 「自律心」 ・きまりを守って生活する。	○集団アセスメントの実施	
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証、基本方針の修正	○品格教育 「感謝」 ・家族、友だち、地域の人に感謝する。		